

輸出令別表第1の5の項(5) 省令第4条第五号
先 端 材 料 [合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造装置(2の項の中欄に掲げるものを除く。)
(医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたものを除く。)]

商 品 名 : _____
メーカ ー 名 : _____
型 式 及 び 等 級 : _____

パラメータシート
先端材料・貨物
様式5-05

(1/1)

CISTEC 2022.12.6
(令和4年12月6日施行政省令等対応)

質 問 事 項		回 答 欄		
		いいえ	はい	記 入 欄
合金の粉末又は合金の粒子状物質(注1)の製造用に設計した装置か、若しくはその部分品若しくは付属品か(ただし、部分品、付属品は、他の用途に用いることが出来るものを除く。) イ コンタミネーション防止対策を講じてある装置か ロ 装置は省令第4条七号ハ(二)のいずれかに該当する方法において使用するよう設計したものか 1 真空噴霧法(注)か 2 ガス噴霧法(注)か 3 回転噴霧法(注)か 4 スプラットクエンチ法(注)か 5 メルトスピニング法及び粉化法(注)か 6 メルトエキストラクション法及び粉化法(注)か 7 機械的合金法(注)か 8 プラズマ噴霧法(注)か		☐ 非該当 ☐ 非該当 ☐ 2 ^ ☐ 3 ^ ☐ 4 ^ ☐ 5 ^ ☐ 6 ^ ☐ 7 ^ ☐ 8 ^ ☐ 非該当	☐ イ ^ ☐ ロ ^ ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当	☐ 合金粉末製造装置 ☐ 部分品 ☐ 付属品
判 定 結 果		☐ 非該当	☐ 該当 「該当項番」欄へ	
該 当 項 番	輸出令別表第1の _____ の項 (_____)	貨物等省令第 _____ 条 第 _____ 号		

(注1) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉をいう。

(注) 「真空噴霧法」「ガス噴霧法」「回転噴霧法」「スプラットクエンチ法」「メルトスピニング法」「粉化法」「メルトエキストラクション法」「機械的合金法」「プラズマ噴霧法」については輸出令別表第1の5の項の解釈を参照のこと。

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)
会 社 名 _____
所 属 ・ 役 職 _____
(フリガナ)
氏 名 _____ 印
電 話 _____